

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

- ・協力会社の皆様と相互信頼に基づいたパートナーとしての関係づくりを進めていきます。

「持続的発展可能な社会への実現」への貢献を目指し、人権、安全衛生、環境保全などに十分配慮し、企業としての社会的責任を果たす取り組みを行います。

b. IT実装支援

- ・オープンイノベーションを活用した産学連携ならびに地域社会との連携により、DXによる新規事業創出やデジタル人材の育成に取り組みます。

c. 専門人材マッチング

- ・地域における専門人材と繋がり、雇用し育成することで、地域経済の発展に寄与します。

d. グリーン化の取組

- ・当社が開発するダイヤモンド半導体は既存技術と比較して、消費電力を最大 60%削減できるポテンシャルがあるため、本技術の社会実装を推し進めることで低炭素化社会の実現に貢献します。

- ・再生可能エネルギーの導入、水資源の循環利用の促進など脱炭素社会に向けた環境負荷低減の活動を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請業者との取引に対する下請代金は可能な限り現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」や、「契約書ひな形」のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

その他（任意記載）

- ・取引先には不当、不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータに基づき合理的に依頼・交渉をします。

2024年6月11日

大熊ダイヤモンドデバイス(株)

代表取締役 星川 尚久

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。